

第 1 章 総則 第 1 条 (名称) 本会はL-ユナイテッドスターズ (以下本会という) と称する。

第 2 条 (所在地) 本会は事務所を〒 大阪府枚方市中宮西野町17-25に置く。

第 3 条 (理念) 本会は、子供の自立、サッカーを通しての人間力の成長を最大の基本理念とし下記の3点を指導方針とする。

Active = 積極性

Creative = 創造性

Determination = 決断力

サッカーの技術のみにフォーカスするのではなく、仲間との協調性や思いやる心、これからの人生の土台を形成することを目的とする。  
様々な経験を通して成功体験を積み、自らの意思で【決断する力】と【判断する力】を養うことを育成の柱とする。

第 4 条 (目的) 本会は前項の理念の下、サッカーを通して会員の心身の健全な育成・成長を促し自立した社会の一員としての礎を築くこと。  
および日本と世界のサッカーの発展に寄与することを目的とする。

第 5 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ活動事業 (主にサッカー)
- (2) レクリエーション活動事業
- (3) 文化学習活動事業
- (4) 他団体との交歓交流活動事業
- (5) 奉仕活動
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第 6 条 (事業期間) 本会の事業期間は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、これを一年度とする。

【第 2 章】 会員 第 7 条 (会員の種別) 本会の会員は以下の通りとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) プレーヤー会員 本会の目的に賛同し、主にサッカーのプレーを目的として入会した個人で、総会における議決権を有しないもの。

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

第 8 条 (入会) 本会の会員になろうとするものは、入会届を提出し別に定める会費の納入をもって会員としての資格を有するものとする。

第 9 条 (チーム登録) 本会は第 8 条に定めるところにより入会登録を行ったプレーヤー会員をまとめ、必要の都度、日本サッカー協会、関西サッカー協会、大阪サッカー協会等の各種協会 (以下、各種協会) に チームの登録を行うものとする。

第 10 条 (選手登録) プレーヤー会員は必要の都度、各種協会に選手登録を行うものとする。

第 11 条 (個人情報の取り扱い) 本会は会員から提供された個人情報を必要に応じて各種協会等の第三者に提供するものとする。

第 12 条 (肖像等の取り扱い) 本会は会員の肖像を含む画像、動画等をポスターやホームページ等による広報活動を通して第三者に公開する場合がある。また各種大会等を通して各種協会等の第三者が会員の肖像を利用する場合がある。

これらの場合における肖像権および類する諸権利は本会および各種協会等に帰属するものとする。

第 13 条 (会費の納入) 会員は別に定める月会費およびその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。

なお如何なる事情でも返金は一切受け付けないものとする。誤って過剰に金額を振り込みしてしまった場合は後日返金とする。

第 14 条 (退会) 会員は書面にて退会の意思を申し出ることによって、本会を退会できるものとする。退会時にはそれまでに納入された会費等の返還は一切行わない。

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡または失踪宣告を受けたとき (2) 解散したとき (3) 破産宣告を受けたとき (4) 会費を納入期限から 3 ヶ月経過しても納入しないとき

第 15 条（除名） 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、役員会の議決をもって当該会員を除名することができる。

- （１）本会の名誉を著しく傷つけるか、または本会の目的に反する行為をしたとき
- （２）本会の規約に違反したとき
- （３）本会の会員に威力を及ぼしたとき
- （４）本会の運営を妨げたとき
- （５）役員会にて会員としてふさわしくないと判断されたとき

第 16 条（代理） 会員が未成年および成年被後見人に該当する場合はその親権者または後見人が会員代理となり、本規約の適用を受ける。

### 【第 3 章】 運営 第 17 条（事故時の処置と免責）

本会は、会員が事業活動中に負傷した場合には応急処置を施し、加入保険の範囲内での対応を行う。

これを超える部分については当該会員またはその代理が責任を持って対応するものとする。

試合・練習等に伴う移動の際に発生した事故への対応も同様とする。本会は加入保険の範囲を超えての賠償は一切行わない。

活動中の物損事故が起きた際、こちらの指示に従わずに故意または重過失で起こした事故に関して保険適用外になった場合は該当者が全ての賠償の責を負う事とする。

第 18 条（会員資格の失効） 本会は、本規約の違反、本会の名誉を損なう等の、会員としてふさわしくないと判断したものを退会させることができる。

第 19 条（休会・閉鎖） 本会は、天災地変、社会情勢の変化、その他会運営の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休会もしくは閉鎖することができる。

第 20 条（解散） 本会は次に掲げる事由によって解散する。

- （1） 総会の議決
- （2） 目的とする事業の不能
- （3） 会員の欠乏
- （4） 破産 本会が解散のときに有する財産は、本会と同種の目的を有する団体に寄付するものとする。その帰属先は総会において出席した正会員の過半数をもって決する。
- （5） 解散時に総会の開催が困難 であるときは、もっとも近い時期に開催された総会において決定された帰属先に寄付するもの とする。

#### 【第 4 章】 役員

第 21 条（役員） 本会には、次の役員を置く。理事 1 名以上 10 名以内 監事 2 名以上 3 名以内 理事のうち 1 名を代表理事、必要なときに役員会の議決を経て 2 名以内の副代表理事をおくこ とができる。

第 22 条（兼任） 前条の役員の兼任は妨げないものとする。

第 23 条（任期） 本会の役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 24 条（選任） 役員は、正会員（団体にあつては、その代表者または役職員）の中から総会の議決により選任 する。

第 25 条（報酬） 役員は、規約で定められた範囲で報酬を受けることができる。役員には、活動に必要な費用を支払うことができる。

#### 【第 5 章】 会計

第 26 条（会計） 本会の会計は、会員の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第 27 条（会費） 会員は所定の方法により会費を納入するものとする。納入済みの会費は理由の如何に関わらず 返還しないものとする。

第 28 条（会費外費用） 会員は、各種大会・試合およびイベントの参加費等の随

時発生する費用、ユニフォーム購入費等の個人単位に発生する費用を会費とは別に納入するものとする。

第 29 条（会計期間） 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。毎年の会計報告は重大な費用の支出が無い限り必要無い物とする。

## 【第 6 章】 規約の変更

第 30 条（規約の変更） 本規約の変更は、代表者または理事に該当する者が必要であると判断した場合にのみ変更可能とする。

## 第 7 章 会議

第 31 条（会議の種別） 会議は、総会および役員会とする。総会は、通常総会および臨時総会とする。なお必要性が高い場合のみ行う事とする。

第 32 条（総会の構成） 総会は、正会員をもって構成する。

総会は本会に重大な事項が発生した場合に行う事とし、その他は代表または理事の判断より行う事とする。

第 33 条（総会の機能） 総会は、本規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他役員会が必要と認める重要な事項

第 35 条（総会の定足数） 総会は正会員過半数の出席をもって成立する。

第 36 条（総会の議長） 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第 34 条第 2 項および第 3 号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

第 37 条（総会の議決） 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず 1 会員 1 票とする。総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第 38 条（役員会の構成） 役員会は、役員をもって構成する。

第 39 条（役員会の機能） 役員会は、本規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- （1） 総会に付議すべき事項
- （2） 総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3） その他本会の事業の執行に関する事項

第 40 条（役員会の開催） 役員会は、代表者または理事に該当する者が必要であると判断した場合にのみ執り行うものとする。

附則 1 会費 以下に会員の会費を定める。

【選手コース会員】 【\*アカデミースクール会員】  
\*アカデミーは週1日～2日平日のみ参加するコースとする。

月会費 小学生 4 9 5 0 円 園児 3 3 0 0 円

入会金 小学生 1 4 8 5 0 円 園児 9 9 0 0 円

会費は参加した月の当月から発生するものとする

【兄弟割りの導入】

兄弟で加入されている方は会費から 1000 円割引とする。  
3 人目からは+1000 円割引とする。

例 兄弟 2 人で入会→合計 1000 円割引

例 兄弟 3 人で入会→合計 2000 円割引

廃止、変更はクラブの判断をもって行われ変更される場合もある。

【ユニホームについて】

購入済みのユニホームの買取は2021年5月以降は行わないものとする。

如何なる場合でも購入後に返金、キャンセルは受け付けないものとする。

L-UNAILED. STARS 規約

貸出中のユニホームが通常の使用の範囲で破損欠品した場合、会員は弁済の義務は負わないものとする。

過失で紛失、または破損した場合は弁済の義務を負うものとする。

本附則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則 2 経費 以下に本会の経費を定める。

【振り込み先】

郵貯銀行 【名義】 ジェイドリームズ 【記号】 14000 【番号】 74956321